

# 第4章 資料編

## 1 黒石市総合計画審議会委員名簿

任期 2018（平成30）年7月6日から2020年7月5日まで

No.	所属団体等	役職名	委員氏名	その他
1	学識経験者	学識経験者	對馬省次	会長
2	黒石商工会議所	副会頭	桑田泰孝	
3	黒石地区協議会連絡会	会長	鎌田誠二	
4	公益財団法人黒石市民財団	副理事長	須藤重昭	
5	NPO法人横町十文字まちそだて会	理事長	村上陽心	
6	黒石市連合婦人会	会長	須藤孝子	会長職務代理者
7	男女共同参画社会をすすめる黒石ハーモニーの会	副会長	佐藤禮子	
8	黒石市連合PTA	会長	鳴海信宏	
9	黒石市保育連合会	会長	工藤悟	
10	津軽みらい農業協同組合	代表理事常務	村上勝憲	H30.10.31～
11	一般社団法人黒石観光協会	会長	石澤照代	
12	黒石市社会福祉協議会	会長	鳴海勝文	
13	黒石公共職業安定所	所長	樋川忠弘	
14	黒石市老人クラブ連合会	会長	棟方義光	
	津軽みらい農業協同組合	元代表理事専務	澤一雄	～H30.10.30

## 2 策定経過

平成30年 7月 6日	第1回黒石市総合計画審議会
8月 9日	第2回黒石市総合計画審議会
9月10日	第3回黒石市総合計画審議会
9月28日	黒石市議会議員基本構想（案）説明会
10月 1日	基本構想（案）パブリックコメント実施（～10月19日）
10月31日	第4回黒石市総合計画審議会
11月 2日	基本構想（案）答申
11月 5日	基本構想（案）庁議決定
12月17日	基本構想議決
12月25日	基本計画（案）パブリックコメント実施（～1月15日）
平成31年 1月31日	第5回黒石市総合計画審議会
2月15日	基本計画（案）答申
2月19日	基本計画庁議決定
2月21日	黒石市議会議員基本計画説明会

### 3 黒石市総合計画審議会条例

(平成 21 年 3 月 17 日条例第 3 号)

改正 平成 23 年 9 月 26 日条例第 16 号

黒石市総合開発審議会条例(昭和 45 年黒石市条例第 18 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、黒石市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める市の基本構想に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認めた者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 欠員が生じた場合補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じ、会長が招集する。ただし、審議会が新たに組織された場合の最初の会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ成立しない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(黒石市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 黒石市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 9 年黒石市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

附 則(平成 23 年 9 月 26 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 黒石市民憲章

黒石市は、えぞ地であった昔から、水清く人情のあついあずましの里として栄え、「米とりんごといで湯」を誇り、「よされ、ねぶた」を愛してきたまちです。

わたくしたちは、これまでつちかわれてきた郷土の文化をさらに高め、豊かで活気にみなぎる黒石市の実現を願って、ここに市民憲章をかかげます。

わたくしたちは

- 一 ふるさとを愛し、水と緑を生かす  
さわやかなまちをつくります。
- 一 心のぬくもりをひろげ、未来をはぐくむ  
ふれあいのまちをつくります。
- 一 からだをきたえ、働くことに喜びをもつ  
すこやかなまちをつくります。
- 一 歴史をあたため、かおり高い文化を築く  
学びあうまちをつくります。
- 一 豊かな郷土をめざし、創意と活力に満ちた  
のびゆくまちをつくります。

(昭和59年7月1日制定)

# 黒石市民の歌

一 あお やまなみ め 青い山並 なご 目にしみて つがるの 流れさやかな 津軽野の  
ひがし 東ゆたかに さちおし い 幸多し まち 生きがいのある この街に  
みらい 未来をひらく にじ 虹かかる わか ちから くらいしし みる ああわれら 若い力の黒石市民

二 はな りんごの花の さ おか 咲く丘の にお 匂いただよう さと わが里に  
わか 老いも若きも えがお ゆ かひと わ 笑顔もつ 湯の香人の和 この街に  
みらい 未来をひらく あせひか 汗光る きず ちから くらいしし みる ああわれら 築く力の黒石市民

三 れきし かおる歴史の かせ ふく風に いな た 稲田みのりて こがね 黄金しき  
ねぶたよされの にぎわしく たか ぶん か 高さ文化の まち この街に  
みらい 未来をひらく の いのりあり ちから くらいしし みる ああわれら 伸びる力の黒石市民

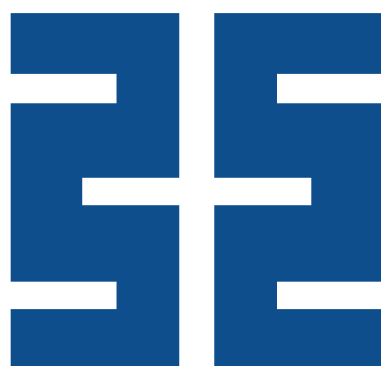
(昭和58年1月1日制定)

# 市章・ふつ



《市章》

黒石藩の旗印と替紋。明治22年から黒石町が町章として用いたものを、市制施行後もそのまま採用。古くは、中国の春秋時代（約2,500年前）の頃、公服に使われた階級12章の一つにふつ（星の意）があったといわれています。



## 第6次黒石市総合計画

発行日	平成31年3月
発行	青森県黒石市
編集	企画財政部企画課
印刷	有限会社アイティ